

国民が刑事司法に 「真相究明」を求めるこことへの一考察

佐々木 知子

- I はじめに
- II 「真実・正義追求は宗教の役割である」
- III 自白についての考え方の相違
- IV 宗教と刑事司法との関係について
- V 精密司法の国、日本
- VI 真相究明を求める対象について
- VII 任意に自白する理由について
- VIII 刑事司法が真相を究明する理由について
- IX 背景にある日本の特質について

I はじめに

もう1年以上前(2020年9月)になるが、筆者が所属している参議院協会で、元最高裁判事の講話を聞く機会があった。タイトルは「刑事司法制度の現状と今日的な課題を考える視点について」。二部構成の第一が「裁判員制度の課題を考える視点」、第二が「カルロス・ゴーン事件のマスコミ報道等による「人質司法」批判について」であった。どちらもまさに旬の、誰もが興味を引く問題提起であり、終わって、聴衆である元参議院議員たちが異口同音に、普通聞ける話ではなく、大変興味が持てたと評していた。

ただ筆者自身は、その発言内容に違和感を覚えたことがずっと気にかかるており、ここに筆者の考察を加えようとするものである。

II 「真実・正義追求は宗教の役割である」

1 同判事は、裁判員制度の理念1は「真実・正義追求」であるところ、これは我が国の刑事裁判の基本理念であり、裁判員制度においても堅持されていると述べる（ちなみに理念2は「民主的基盤の強化」であり、一見相反する二つの理念が組み込まれていることにより、課題が生まれているとされる）。

いうまでもなく我が刑事訴訟法1条には、法の目的として「事案の真相を明らかにすること」が盛り込まれており、実体的真実主義は、我が刑事司法のまさに柱というべき理念である。その理念が、裁判員裁判であるが故に放棄されるはずはないのだが、同裁判官の主眼とするところは、統く「しかし、これは世界共通のことではなく、私のフランスでの体験では、宗教の役割であると言わた」との発言にあつたと思われる。聽講者には初めて聞く話であり、一考に、へえっという反応が生じた（日本人は筆者を含め、比較文化論ないし日本独自論が概して好きである）。

2 筆者がこのコメントないし聴衆の反応に違和感を覚えたのは、それはひとりフランスの話ではなく、普通の国のことだからである。つまり、日本はフランスと違うだけではなく、他の国と違うのである。その事實を痛感するようになったのは、筆者が検事だった間の1993年から3年間、教官として在籍した国連アジア極東犯罪防止研修所（略して「アジ研」。当時在府中市、現在昭島市）での経験によるところが大きい（その以前の1988年には3ヶ月間、研修生として、附属の寮で外国人研修生と寝食を共にしている）。研修生は主にアジア・アフリカ・中南米など发展途上国の刑事司法関係者（JICA招擧）であり、対して客員教授は主に歐米からよんでいる。研修生の国はイギリスやフランス、スペインなどの植民地であったため、宗主国（イギリス）の法体系を継承しているところが多い（特にイギリス法は顕著である。ただ、イスラムの国についてはやはりコーランに依拠している）。

1 真相究明に驚がるところだが、アジ研では、まずは彼らと我々との間の自由に対する考え方の相違に驚かされた。

ここで言う自由とは、犯行を認める旨の自己に不利益な供述であり、それ以上の詳しい供述を必ずしも意味するものではないが、自由があることは真相究明には不可欠である。なぜならば、どれほど目撃者・関係者の供述や、科学的な客観的証拠を積み重ねたところで、実際に罪を敢行した本人以上に事實を知る人間はないからであり、真相究明を目的とする以上、嘘偽りのない詳細な供述を得ることは、避けられないことだからである。

2 よって、我々にとっては捜査官が被疑者から自由を取るのは当たり前のことである。と言うと、彼らは——发展途上国の研修生ばかりか、歐米の客員教授まで——びっくりする。たしかに、Aが殺されて、その犯人がXであるとの動かぬ証拠があれば、起訴するにも裁判で有罪を取るにも、Xの自由など理論的には不要といえる。もし証拠が薄くて、自由なしには有罪を立証できないのであれば、それこそ（人権意識の低い国では）拷問しても自由を取ることになるだろう。

パキスタンの警察官が笑って言うには、「日本人が仏像を指していくつ出来たのか、と聞く。警察に連れていけば仏像が口をきくだろう」と（日本も戦前は特高警察に代表されるように、特に思想犯などを対象に、拷問して自由を取ることが普通に行われていた）。

3 しかし日本では、被疑者の9割が、最初に逮捕状を示された時点で、

なお、アジ研での経験を元に、筆者は2000年、『日本の司法文化』（文春新書）を書き下ろしたが、視点が異なるため、本稿と重なるのはごく一部でしかない。

III 自白についての考え方の相違

抵抗もなく、「すみません。私がやりました」と言って、大人しく手錠に繋がれると言うと、うそだあ、信じられない、と驕然となる。日本におけるいわゆる「自白事件」は大体9割を占めていたところ、今は外国人被疑者も多いし、全般に権利意識も高くなっているので、もっと低くなっているはずだが、であっても、多くの被疑者が最初から罪を認めるのは事実である。

なぜだ？ なぜそんな不利益なことをするのだ…？（これについては後に触れる。）

4 逆に、彼らの国ではなぜ、自白をしないのか？ 理由は簡単である。為政者が信用できないのである。

捜査権力を持つ警察官たち（イギリス法系の国では、刑事司法の中心は、検事ではなく警察である）は民衆を助けるのではなく、常に為政者側に立っており、信用などできるはずがない。自分がやっていなければもちろん、やっていたとしても、認めたら最後、どんなひどい仕打ちを受けるか分からないのである。公平公正な弁護人制度もなく、自分たちも法に無知だし、誰も助けてはくれないとなれば、怖くて、自白などとうてい出来ないことはよく分かる。その場合、捜査官側がどうしても罪を認めさせようと考へれば、拷問に訴えることになるわけである。

7 対して日本では、警察・検察・裁判所の刑事司法関係者はすべからく、事案の真相究明を旨とし、そのための手段として、最も真実を知るはずの本人の仔細な供述を取ることに邁進しているのである。

5 発展途上国のそうした状況は大体、想像がつくであろう。研修テーマとして「公務員の汚職」がよく採り上げられたが、彼らの国では警察官が賄賂を受け取るのは当たり前である。裁判官の収賄すら当然ありうるからこそ、法定刑は、例えば薬物所持量によって細かく分けられ、裁判官の裁量が入らないようになっている（宇津呂編著『アジアの刑事司法』に詳しい）。

警察官の給料は安くて、その分は賄賂で賄うことになっていると真顔で言う研修生もいた。交番など設けたら最後、そこは賄賂の温床になってしまうことである。彼らに絶対に笑つてもらえる話に、「日本では

スピード違反で捕まつても警察官に金を渡してはいけないよ。賄賂申罪で逮捕されるから」があった。完全には信用していない節があったが、もちろん本当のことである。

6 では、民主主義の発達した先進国であれば、自白をするのか？ 答えは、否である。例えばアメリカで、黒人が捕まつて白人の捜査官に自白をしないのは、上記発展途上国のケースと似た、信頼のなさがベースにあると思われるが、でなくとも、先に挙げたように、日本の捜査官の、自白に対する態度に欧米の客員教授も驚いていたのである。

キリスト教という唯一絶対神の国・文化において、真実・正義の追求は、同じく神によって作られた同輩の人間ではなく、宗教（神）の役割である（同じ啓示宗教であるユダヤ教、イスラム教も同じ）。同輩の人間が、たまたま刑事司法の扱い手であるからといって、神の領域である「真実・正義追求」をしなければならない、また出来る立場にあると考えていると知ったフランスの方々が、さぞや驚き、当惑したであろうことは想像に難くない。

8 対して日本では、警察・検察・裁判所の刑事司法関係者はすべからく、事案の真相究明を旨とし、そのための手段として、最も真実を知るはずの本人の仔細な供述を取ることに邁進しているのである。

アマリに研修生たち（特にイギリス法系）が抵抗を示すので、当時のアジ研究所長（アメリカ大使館一等書記官経験のある国際派検事）が毅然としてこう述べた。「なぜ自白を排斥するのですか？ 自白もまた証拠の一つなのに。それも極めて証明力のある証拠ではないですか。罪を犯した犯人しか知り得ない証拠がたくさんあるのですから。例えば…」。実体的真実主義においては、自白はやはり「証拠の王」というべきであろう。故に、可能な限り取って、真実を明らかにしなければならないと、我々は考えているのである。

IV 宗教と刑事司法の関係について

1 宗教とは「特定の神を信じること」と定義すれば、日本は宗教のない国であり、その意味では世界的にかなり珍しい国である。

宗教教育なくしてどうやって道徳教育を授けるのだとベルギーの高名な法学者に驚かれた新渡戸稟造が、考へ抜いて、英語で『武士道』を著したことによく知られているが、武士道はもちろん宗教ではない。國民は宗教心は持っているが（ヘルケ無方著『日本人に「宗教」は要らない』は面白い本である）、仏教である寺も神道である神社も（神社が寺と分離されたのは明治以降であり、その以前は寺社奉行であった）、はたまた教会も、いわば何でもありの国である。

その寛容性（tolerance）は、それこそが国際化時代には範となるべき精神であるとポジティブに評価されもするが、唯一絶対神の国と対極にあることは紛れもない事実である。

2 人類の歴史上どこも最初は自然信仰から来る多神教であったが、エ

ダヤ教からキリスト教が生まれ、そして7世紀にはイスラム教が誕生した。この3つの宗教は（後二者は世界宗教）、意外に知られていないが、天地創造主を唯一神とする啓示宗教である（神から啓示を受けたのがそれモーゼ、キリスト、ムハンマドと異なるが、旧約聖書は彼ら共通の聖典である）。そこでは民は神と契約で結ばれ、神を信奉する代償として、神の庇護を受けることができる。自然の厳しい沙漠で生まれた宗教故であろう、民には非常に厳しい戒律が科されている。

何か悪事を働いて懲悔をする相手は一神職者を通すかどうかは別として——神であり、同じ人間ではありえない。もし現世においてうまく立ち回って罪を逃れたとしても（get away with murder）、すべてお見通しの神の目をごまかすことは出来ず、「最後の審判」によって地獄に落とされる運命にある。よって、刑事司法関係者がしゃかりきになって（もともとできるはずもない）真実を追求する必要もないのである。

V 精密司法の国、日本

1 一神教の国と一括りに言っても、日本が法を倣ったフランスやドイツなどいわゆる大陸法系の国では、刑事司法に対する程度の真相究明を求めていると思われる。実体的真実主義には、無実の者を有罪にしない消極面と有罪の者を正しく処罰するという積極面がある。とくに後者のためにはある程度は行為を取り調べるべきだが、英米では本当に短時間しか取り調べず、身上経歴、故意過失などの主観的要件、犯行に至る経緯などの周辺事情は一切取り調べない（小島吉晴「英國の刑事司法制度の特徴」法律のひろば1997年6月号に詳しい）。

、ことに陪審の起源であるイギリスの制度を探り入れて、独自に進めたアメリカでは、刑事案件の9割が自身の罪を認めて量刑を軽くしてもらう「自己負罪型」の司法取引で終わり、無罪を勝ち取りたいケースのみが陪審裁判となる（ちなみに日本が2018年に初導入した司法取引は、「捜

3 日本では、そうした唯一絶対神が存在しないため、事案の真相究明を求めるにすれば、同じ人間である刑事司法関係者に求めざるをえないことになる。不可解な刑事事件が起きると、「少年の心の闇を明らかにせよ」、「裁判では被告人の心の闇が明らかにならなかつた」とマスコミは言うが、精神科医ですら、あるいは当の本人ですら分からないことを、なぜ刑事司法関係者が明らかに出来るのか、出来るはずがないではないか、それこそ神様じゃないのだからとずっと思ってきた。

芥川龍之介の名作『藪の中』（黒沢明監督『羅生門』の原作）では一つの殺人事件を巡って、複数の関係者が事実を語るのだが、もちろんその事実はそれぞれに違う。人間の性として、大体は自分可愛さに偏したもので、それを足したり引いたりして、客観的証拠と照らし合わせながら、「神の知る真実」を明らかにせよとの期待が——實際は不可能であるにしろ——刑事司法関係者には寄せられているように思える。

査公判協力型」のみであり、適用例はカルロス・ゴーン事件を含めて、これまでにわずか3件しかない)。

2 そこでは真実はおよそ関係なく、弁護人も依頼者に事実を聞かないし(聞くのは陪審に信じてもらいたいストーリーである)、高い金を払つて優秀な弁護士をつけて無罪を勝ち取ればそれでよしとする、ゲーム感覚の風潮が跋扈している。

1994年6月に起こった、アメフトの元スーパースターO・J・シンプソン(黒人)が元妻ニコールとその恋人(共に白人)を殺害した事件では、有罪の証拠が揃っていたにかかわらず、「ドリームチーム」と呼ばれる弁護団が12人の陪審の多くを黒人で占めることに成功し、犯人の遺留品を押収した警察官が人種差別論者であることを示すデータが出来たことにより、よくあるワイフビーティングが人種差別問題にすり替えられた結果、無罪評決が出た(その後遺族から起こされた民事事件ではやはり陪審を選んだものの、合計3350万ドルもの多額の損害賠償義務が課せられた)。

そもそも被告人の半数は陪審法廷で何も語らないし、評決は「有罪」「無罪」のみで、理由は一切ない(基本的に一審のみである)。映画や小説などを通して陪審裁判がよく知られるようになったが、これはひとり極端なアメリカの実態であって、他のキリスト教国も同じというわけではない(大陸は陪審制ではなく、参審制である)。

4 日本の場合は、そうやっていろいろなことを調べないと、求刑(ひいでは判決)を決められないことも背景にはあると思われる。日本の刑法の特徴の一つに、犯罪が少ないうえ、法定刑が幅広いことが挙げられる。かつてスペイン法系の検事から「日本には法定刑がないのでは?」と聞かれ、罪刑法定主義なのにありえないことを言う、と思って説明したら納得してくれたが、たしかに幅広いことは事実である。

殺人は謀殺と故意に分けられず刑法199条のみであり、「5年以上(20年以下)の有期若しくは無期の懲役又は死刑」であるし、窃盗も種類が多いあるのに235条のみで、「懲役10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」と幅広い。しかも法律上の減輕・情状酌量によつては、「3年以下の懲役」に下げられ、執行猶予を付けることもできる(25条)。もちろんその以前に起訴猶予にすることもある(刑訴法248条)。真相究明が出来ていればこそ、適正な処遇を選択し、広い法定刑から適正な量刑を選ぶことも可能となる。

5 ただし、以上はむしろ司法関係者にとって必要なのであって、国民からすれば、重大かつ特異な事件ほど、「何が起こったのか本当のことを探りたい」とばかり、限られた傍聴券を求めて長蛇の列を作るし、マスコミもあれやこれや調べて報道している。

筆者は15年余にわたる検事歴の最後になる1998年春、東京地檢公判部にいたが、前任者が求刑通りの死刑判決を得た幼女連続誘拐殺害事件(被告人宮崎勤)では、7年にわたる審理中、責任能力鑑定を3度実施し、

動機や生育歴や、逐一の犯行状況など、実際に700頁以上の分厚い判決書であつたにかかわらず、心の闇が明らかにならなかつたと新聞に書かれたことをよく記憶している。

6 いきすぎた精密司法のために事件処理が遅れでは元も子もない、と戒める声ももちろんある。絶対に間違えてはいけないのは犯人性であり、それ以外はさほどきちんとしなくてもよいのではないかとのしごく真っ当な意見なのだが、そうはいってもやはり、丁寧な供述調書が取られて公判で審理されているのが現状である。

ただ全局的に、供述調書は薄くなる傾向があるようと思われる。ことに裁判員裁判では素人である裁判員を対象とするため、供述調書ではなく証人・被告人に直接語らせる必要があるし、普通の裁判でもわりと定型的な事件について子細なことは求められなくなっているように思われる。

VI 真相究明を求める対象について

1 翻って、真相究明を求める対象は、ひとり刑事司法には限られない。

政治家や公務員の不正については追及の声が挙がる国は多いし、人間は本来、自らに絡むことについては真実を知りたいものである。犯罪の被害に遭った場合はもちろんのこと（であるから、O・J・シンプソン事件の遺族は無罪訴訟の後に民事訴訟を起こしたと思われる）、医療ミスに遭つた、子供がいじめに遭つて自殺した、娘が過労死したとかいった場合、あるいは本当の親を知りたいといったことは、国や宗教を問わず、人間の本性に根ざしていると思われる。

お金よりもむしろ真実を知りたいばかりに裁判を起こす人もいるくらいだし、結局のところ、人間はやはり、真摯に生きている以上、様々な面で真実を知りたい、それが明らかにならないと不安で落ち着かない存在なのだと思われる。

2 であるのに、こと刑事裁判については、一神教の国では真相究明はなぜ、神の領域だと思われているのだろうか。

犯罪が他の非運行為と大きく異なるのは、犯罪と認定されれば刑罰が科され、不名誉な前科となり、最悪では死刑になりうることにあると思われる。人間の性として逃れたいのは当然だし、不利益な供述を強要されないために黙秘権も保障されている。他の証拠で犯人性が認定されるのならば無理に供述を取る必要はないし、うまくやって現世の罪を逃れても最後は神の处罚を受けるのであるから、言いたくない人を相手に子細な自白を取る必要もなければ、様々に捜査を尽くして事細かに真実を明らかにする必要もない。そして、前述したように、ことに極端なアメリカの刑事司法では、真相究明などはながら求められていないのである。

3 日本ではいざれ真実を明らかにしてくれる神がないので、その役割が刑事司法関係者に課せられていると先に書いた。しかし、唯一絶対神ではないものの、仏教やヒンズー教といった神仏は存在するアジアにおいて（日本でもそうした神仏は存在する）、自分と直接関係のない犯罪について、真犯人が適正に处罚されること以上の真相究明を、国民が当局に求めてくるといった話は聞いたことがない。

日本ではなぜ事案の真相究明が求められるのか。それが、他の非運行為などの場合とは別次元の、神レベルであるのはなぜなのか。それを論証したいと考えたのだが、先に積み残した、なぜ日本人は任意に自白するのか、から考えたい。

VII 任意に自白する理由について

1 たいていの犯人が最初から自分がやったと認めるに聞いて、その割合の高さに驚いても、事実自体に驚く日本人はそうはないと思われる。人間は何であれ、己に引き替えて考えるがちだから、仮に自分が同じ立場

ならばそうするからだし、悪いことをやった人にはせめて素直に反省してほしいと考えるからである。

日本人が罪を認める背景には以下のとおり、二つの理由があると思われる。

2 一つは、先に述べた発展途上国の例と真逆で、捜査官を信用できるからである。世界的に見て日本ほど平等の行き渡った国はなく、階層もなましいし、捜査官も被疑者も同じ人種、同じ言語、受けた教育も同じである。

それは我々にとっては当たり前のことだが、世界的に見れば希なことである。加えて、弁護人制度もあるし、言論の自由もあるし、賄賂などの不正もない。信用できる公正な警察が逮捕状を取って執行に来た以上、証拠はすでに固まっているとも考えている（実際、日本で逮捕状の発付を受けられるハードルは極めて高い）。

反対に、日本人がもし外国で捕まつたら、制度も実情も分からぬのだから怖くてやはり認めないだろうし、外国人被疑者の場合は否認して当然と思われる。もっとも筆者の経験では、日本で以前捕まつたことのある薬物事犯被疑者は、最初から素直に認めていた。日本では（故国と違って）拷問もなく警察でも刑務所でも人道的処遇をされるからとおおらかに語った。捕まらなければそのまま薬物密輸で儲けられるし、運悪く捕まつても衣食住かつ医療まで足りた待遇を受けたうえ、出所後はお金（作業賞与金月平均4000円も数年になれば、故国では大金となる）も貰って帰国出来るので、どちらに転んでも良いのだと言われ、複雑な気持ちになったものである。

したほうがよほど賢明である。自首する人も珍しくないくらいで、逮捕されたに当たっては素直にそのまま捕まればよいだけである。

認めたほうが刑罰は軽くなるが、それはあくまで副次的効果であって、そう願うから罪を認めているわけではないと思われる（最初否認していた被疑者が、その旨説得されて、後に自白に転ずる例はもちろんあるが）。

Ⅷ 刑事司法が真相究明をする理由について

1 以上、刑事司法で真相究明をするために、自白は最も大切な証拠であるが、日本の場合はたいていの被疑者が最初からある程度認めているのである。

そのうえで警察及び検察でその詳しい供述を取っていくのであるが、先に『叢の中』の例を出したように、自白=真実ではない。あくまで本人の認識する事実、というよりむしろ認識したい事実であり、自分可愛さ故に、隠蔽や誇張や自己弁護が入ってくるのが普通である。しかも記憶の変容が手伝って、時を経るほどにどんどん己は正当化していく。共犯者がいれば責任はそちらに押しつけるし、被害者の落ち度もどんどん大きくなる。うまい具合に公正な目撃者というものがいればよいが、そんな幸運はまずないし、予告もなしに目の前で起てる事實を冷静に判断し記憶に留めることはまさに神業であって、その供述はさほど信用できるものではない。

2 様々な人の供述を取り、客観的証拠とも照らし合わせ、何よりもそれがの性格や置かれた立場を慮りながら、刑事司法関係者は「真実」をあぶり出す作業をする。その結果が検察官の作成する起訴状公訴事実であり冒頭陳述であり、裁判所の作成する判決書となっていく。もちろんこれらは、それそれが捉える可能な限りの真実であって、神の目による真実とは異なるはずだが、後者は誰にも分からないので、前者が裁判によって明らかにされた事実ということになる。

3 自白事件の場合の苦労は、上記のようなものなので、言ってもたかがされている。膨大なエネルギーを要するのは否認事件である。ことに、犯意に絡むなどして、自白がなければ起訴できない場合がそうであり、どう説得しても最後まで自白に転じなければ、「嫌疑不十分」として不起訴にせざるをえなくなる。真相が明らかにならないのは、捜査官としては大恥辱のことである。

自白がなくても起訴できる場合にはそのままでも問題なさそうだし、実際アメリカ型というのか、ドライに割り切って取調べもありしないような検事もいたが、捜査官として決して褒められた在り方でないのは、被疑者に真摯に向き合っていないからである。「自白がなくてもいいと言っているのがいるが、それは自白なしの公判維持の難しさを知らないからだ」と言う上司がいて、事実そうなのだが、我々は公判維持を容易にするためだけに自白を取っているのではない。

4 否認事件で自白を取るためにはどうしたらよいか？なぜこの人は否認しているのか、その理由を突き詰めて対処するのが最も良い方法であり、人間観察及び説得力に長けた、一言で言うと人間力のある捜査官が有能だと考えられている。新任検事の時、「割り屋」で名高い検事（検事歴10年、30代半ば）の部屋に配属されたときの経験は今も鮮明である。軽重問わざどんな事件にでも全力で取り組む彼は、そのとき窃盗の否認事件を取り調べていた。俗に「捜査は窃盗に始まり窃盗に終わる」と言われるほど窃盗の否認事件は最も難しいのだが、同種前科何犯かのそ被疑者（40代後半）も慣れたもの、何日も否認を通していた。ついに、検事が一喝、「俺は、本当のことを知りたいだけだ！」。一瞬の沈黙の後、「私がやりました」打って変わってしゅんとして、すらすら喋った。起訴後検事宛に手紙が来た。稚拙な字で懸命に綴られた長い手紙の最後に、「〇〇検事に取り調べられて、本当に辛せでした。今度出できたら真人間になります。二度としません」とあった。あれは一体何だったのだろうか。自分に本気でぶつかってくられた気迫、その人間力であったろう。更生の

きっかけがそこに生まれた。

5 取調べは真剣勝負である。だからせいぜい勤まるのは40代前半まで。「人は皆、本当のことを言いたいと思っているのですよ。その心に語りかける、そういう気持ちで臨んでいます」、尊敬する検事たちからその言葉を何度も聞かされた（最近読んだ『県警VS暴力団 刑事が見たヤクザの真実』藪正孝著（文春新書）にも、真摯にヤクザと向き合って事件の真実を語らせ、組離脱に導く警察官の姿が描かれている）。

意外に聞こえるかもしれないが、捜査官は犯罪者に対して、自らの犯した罪に向き合い、贖罪して、更生してほしいと心から願っている。自分はやっていない、嵌められた、共犯者の〇〇が悪い、被害者がみんなことを言わなければ俺もしなかった、挙げ句は親が悪い、教師が悪い、友達が悪い…と責任を転嫁させていては、更生など出来はしない。更生できなければ社会に受け入れてもらえず、家族も友人もいない、孤独な人生を送ることになる。犯罪者の更生を願うのは裁判所も同じである。裁判の感銘により、新しい人間に生まれ変わってほしいと切に望んでいるのである。保護・矯正関係者も同じ。それは結局のところ、社会がきちんと自分のやったことに向き合って真人間にになった者を受け入れたい（でなければ受け入れられない）と思っているからである。

6 では、死刑事件はどうなのか？死刑の言渡しは年10件にも満たず、ただの殺人ならば被害者3人以上だし、身代金目的誘拐殺人や強盗殺人、保険金殺人など、とても同じ人間の行為とは思えないほどの極悪非道な事件ばかりである。死刑ではもはや更生の機会はなく、社会が彼（女）を再び受け入れることはないが、であっても自分のやった事実に向き合って、被害者・遺族に心から謝罪することによって遺族の気持ちが少しでも和らぐことを、そして犯罪者には贖罪して成仏することを、社会が願っているのである。

IX 背景にある日本の特質について

1 よく言われているのは、狩獵社会では、規律違反をするような者は捨て去り、自分たちは別の所に行けばよいが、日本のようなムラ社会ではそうはいかず、彼らを受け入れざるをえないことがある（村八分にすることはあるが）。

危険な者は隔離するだけでよいのか、更生までさせるのか。その差は刑務所の在り方にも歴然と表れていて、前者では重警備か軽警備かという犯罪者の危険度の差でしかないが、日本では本人を更生させるために細かな分類処遇がなされている（最初一律4級から始まり、本人の努力で面会・文通可能回数を上げ、仮釈放の対象にもなっていく累進処遇は、日本独自の制度である）。

2 収容者はまずは分類処遇センターで知能検査はじめ、丁寧な対処をされる。希望があれば、未了の学校教育を通じて受けさせるし、各種職業訓練も受けられる。資格が取れれば立派に社会復帰が出来るので、その後ここに戻ってきた人はいません、と誇らしげに語る刑務官もいた。

刑務作業については、刑罰は隔離だけで充分だと、批判的な海外の人たちが多かったが、「日本人はもともと勤勉なのだ。それが犯罪をして収容されたら勤かなくてよい、はずはない。暇にしているところなどはない。暴動だって起こるだろ。勤勉に働く生活習慣をつけておかないと社会復帰もできない」と答えていた。そもそも不況のときでも、収容者に常時従事してもらうだけの各種刑務作業を外の事業者から取ってくれるために、刑務官が努力している実態はもっと知られていいはずである。

3 さて以上繰々述べてきたが、他人の刑事事件についても真相を知りたいと願うのは、我が国の同質性の故であろうと筆者は考えている。

人種が全く異なるとか、自分たちは交わりようのない全く別の階層で起こった事件というのであれば、それはいわば外国で起こった事件の

ようなものであって、他人事でしかないが、そうではなく、国民が自分たちにも関わりのある事件だと捉えるからこそ、社会全体が真相究明を願い、そしてその宿題が課されるのは（唯一絶対神はいないのだから）当然ながら刑事司法関係者ということになるのではなかろうか。

4 筆者の専らの関心はここ数年、日本史世界史を問わず歴史にあるのだが、我が國の歴史を紐解けば、聖徳太子の憲法17条の第1条いわく「和を以て貴しとなし、忤（さか）ふること無きを宗とせよ。…（以下続く）」。この条文の意味するところは、お互いの協調性を保つということであり、ものごとを解決するためには頻繁に話し合いを行なえ、話し合いで決めさえすれば必ずうまくいく、ということだと、井沢元彦氏は説かれている（『日本史集中講義』など）。公人として天皇家出身の政治家（摂政）であり、私人としては熱心な仏教徒であった聖徳太子がわざわざ第1条でそう言ったのは、それが当時すでに日本全体を支配していた原理だったからにほかならないと言うのである（山本七平氏のいう「話し合いで統治主義」）。

究極の規律違反を行った者を、ただ上から断罪するのではなく、彼らの言い分も聞き、実際に何が起こったのか時間をかけて見極めていく姿勢は、筆者には日本の長い歴史文化に基づいたもののように思えるのである。

以上

追記）脱稿すぐの2021年12月、大阪の難民ビル内の心療内科クリニックで、元患者（61歳）が携行したガソリンを撒いて放火し、院長含む25人が焼死するという悲惨な事件が起こった。意識不明の被疑者が死亡したこと、新聞やネットには「これで動機の解明が困難になった」とのコメントが溢れた。

関連するが、死刑の存置問題で時々、犯人の現場射殺（summary execution）が問題になることがある。歐米では普通に行われているが、日本では、自分が怪我をしてでも犯人は生きて捕まえるのが警察の使命

である（筆者『サマリーエクセキューション（法的手続きを経ない死刑）について』（第一東京弁護士会死刑に関する委員会発行「死刑を考える」、2014年）。人道的見地が大きいが、背後にあるのは「真相究明」の要請であろう。「被疑者死亡」での送検は、一切の動機などが推定の域を出ることはない。